

県民局の再編について

平成21年4月から、県民局支局の 名称・業務が変わります！

再編の考え方

● 「一層柔軟でスリムな組織体制」に

極めて厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政構造を確立するため、歳出構造の抜本的な改革等に総力を挙げて取り組む中、「一層柔軟でスリムな組織体制」を整備します。

●現在の「支局」から「地域事務所（仮称※以下同じ）」へ

現地で行う必要がある業務については、現在の支局が置かれている地域に「地域事務所」を設けて実施します。

具体的な見直し点

●担当窓口が県民局となる主な業務

- ◆地域政策部関係・・・男女共同参画活動の推進など
- ◆健康福祉部関係・・・食品衛生、生活衛生、薬事など
(ただし、保健所となる高粱・真庭地域事務所では実施)
- ◆農林水産事業部関係・・・森林関係公共工事など
- ◆建設部関係・・・建築確認、建設業者管理など

●地域事務所の責任体制

- ◆地域事務所に配置する課室は県民局の各部の組織となるため、全体を統括する責任者は置きませんが、地域事務所には地域事務所長を配置し、災害発生時の地域での防災・危機管理や庁舎管理などの責任者としてその対応にあたります。

